

平成19年3月30日(金)

於・農林水産省第2特別会議室

第5回食料供給コスト縮減検証委員会議事録

農林水産省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 永岡大臣政務官挨拶	1
3 . 資料の確認	2
4 . 議 事	
(1) 資料説明 (資料 1 ~ 5)	2
(2) 意見交換	16
(3) 資料説明 (資料 6 ~ 8)	28
(4) 意見交換	33
(5) 今後の予定について	46
5 . 閉 会	46

開 会

水間食料企画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回食料供給コスト縮減検証委員会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、上原委員長、よろしくお願いいたします。

上原委員長 皆さん、よろしくお願いいたします。

本委員会は、宮田委員が少しおくれるということで、全員出席でございます。よろしくお願いいたします。

なお、きょうは12時30分まででございます。いつもより30分長いということと、それから大事な昼飯の時間に入ってしまうということですが、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

本日の委員会で審議することは、まず、これまで既にアクションプランが出ておりますが、その取組状況の現状の御説明をした上で、さらに今度は加工食品、水産物についても原案をつくっておりますので、それを踏まえた上でアクションプランの改定について皆さんから御検討いただきたいと思います。

永岡大臣政務官挨拶

上原委員長 それでは、本日は、永岡大臣政務官に御出席いただいておりますので、御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

永岡大臣政務官 皆さん、おはようございます。永岡でございます。

本当にお忙しいところきょうはお集まりいただきまして、委員の皆様には大変感謝申し上げます。また、委員長の方からお話ございましたように、昨年9月に「食料供給コスト縮減アクションプラン」がおかげさまで公表することができ、それに基づきます実施状況の検証をさせていただき、また、今お話ございましたように加工食品と水産物の取組も新たに御議論していただきたいと思います。

本日の議論を踏まえまして、このアクションプランを改定いたしまして、「5年で2割縮減」という目標達成に向けまして、一層有効な取組を行っていくことを目指していきたいと思っておりますので、どうぞ皆様方、活発な御議論をよろしくお願いいたします。

きょうはどうもありがとうございます。

上原委員長 もしカメラがありましたら、ここでカメラは出ていただくことになりませんが、ないようですからこのまま進めたいと思います。よろしくお願いします。

資料の確認

上原委員長 それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。事務局の方でよろしくをお願いします。

水間食料企画課長 資料の一番最初の方についております議事次第のところに配付資料一覧が載っております。御確認ください。資料1が「食料供給コスト縮減アクションプラン」の実施状況、これは概要版1-1と詳細版1-2に分けております。それから、資料2「担い手への農地の面的集積の促進に向けて」、資料3「農産物の生鮮販売や加工・業務用途における多様なニーズに対応した取組の可能性(案)」、資料4「加工食品の製造・流通段階、外食段階における食料供給コストをめぐる現状と今後の取組方向(案)」、資料5「水産物供給コスト縮減に向けた課題と取組について(案)」、資料6「目標(食料供給コストを5年で2割縮減)の検証方法について(案)」、資料7「アクションプランの主要な取組による食料供給コストの縮減への寄与度(試算、具体的品目の例)(案)」、これは田中委員からの御要求資料でございます。資料8「食料供給コスト縮減アクションプラン」改定(案)、これは主な内容が8-1で、新旧対照表になっております本文、それから別添の取組は8-2-1、8-2-2と分かれております。それから、資料9として「今後のスケジュールについて(案)」、参考資料として「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針(案)に係る施策工程表」をつけております。御確認ください。

上原委員長 どうもありがとうございました。

議 事

(1) 資料説明(資料1～5)

上原委員長 それでは、議事を進行していきたいと思いますが、皆様方の議事次第を見ていただきますと、資料1から資料5まではアクションプランの具体的な取組について書いております。資料6からは、それよりもよりマクロ的な観点からの議論をするようにな

っている。ですから、資料5までをまず御説明いただきまして議論しまして、それから次に資料6からの御説明を頂きまして、また議論するという形にしたいと思います。

それでは、まず、資料1から資料5までの御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

水間食料企画課長 資料1-1でございます。アクションプランの実施状況でございます。

これは、昨年取りまとめましたアクションプランに盛り込まれた取組の18年度における実施状況の概要であります。先ほど申しましたように詳細版は資料1-2でありますけれども、ここでは概要版1-1に基づいて説明いたします。

表の左から、取組内容、目標、18年度の進捗状況、主な課題を記述しております。

1番は生産資材であります。低価格資材の供給として、肥料、農薬、農業機械について取組が盛り込まれております。例えば、安価な輸入肥料やバルク・ブレンド肥料の普及拡大、大型包装農薬やジェネリック農薬の普及、担い手向け低コスト支援農機の普及拡大や韓国トラクタの輸入等の取組が進んでおります。

その右側の方の課題としまして、バルク・ブレンド肥料の広域流通体制の構築、科学的知見等を踏まえた化学肥料の登録の有効期間の延長、農薬については軽量剤の普及、あるいは農業機械については、担い手のニーズに応じて機能を絞った低価格農機の機種拡大、あるいは農機への過剰投資の抑制。さらに、肥料・農薬など流通合理化のために、農協系統の農家配送拠点の整備の推進や産地への直行配送等。それから、担い手への作業集積や集落内の共同利用等農機の効率利用による機械の稼働面積の拡大を加速化することも必要であります。

それから、次に裏側のページに参りまして、2番の経営規模拡大等であります。これについては、担い手への農地の面的集積が重要課題となっておりますが、これについては後ほど別途説明があります。それから、農外からの企業等の新規参入の推進。それから、生産性の高い水田輪作、畑輪作のシステム等のための研究開発については、IT等の新技術も組み合わせた省略化技術の体系化を図っていく。

それから、3番の卸売市場改革や流通につきましては、地方卸売市場の再編合理化、商物分離電子商取引の中央卸売市場の導入・拡大、通い容器の利用拡大、電子タグの生鮮食品流通への導入、EDI等のIT技術の活用等につきまして、工程表 工程表は資料の一番最後につけておりますけれども、その工程表を策定して確実に推進していく。通い容

器につきましては、普及促進協議会を設立しまして、回収拠点の整備や紛失防止システムの在り方等の課題について検討を進めまして、年内を目途に普及促進に向けた提案を取りまとめ。電子タグにつきましては、実証実験の成果を踏まえて、さらなる検証を進める。

それから、4番の品質や形状等の消費者ニーズ等への対応につきましては、去年の秋に御議論がありました規格外品の供給拡大につきまして、それに資するような多様なニーズに対応した流通の推進について。これも後ほど説明したいと思います。

それから、食品リサイクルにつきましては、食品循環資源の再生利用の効率化が課題でありまして、食品廃棄物の安全かつ確実な再生利用を継続できるリサイクル・ループの構築等につきまして、食品リサイクル法改正案を国会に提出したところでございます。

それから、5番が農協の経済事業ということで、担い手への生産資材の価格還元等の取組に加えまして、全農の生産資材に関する手数料の引下げや米穀の流通コストの削減を含めまして、全農の「改善計画」の着実な推進を図っていく。この改善計画の進捗状況につきましては、別途農林水産省の中に経済事業改革チームをつくりまして、定期的に検証しているところでございます。

以上です。

それでは、続きまして、「担い手への農地の面的集積」ということで資料2の説明をお願いいたします。

佐藤構造改善課長 経営局の構造改善課長の佐藤でございます。お手元の資料2に基づきまして簡単に御説明を申し上げたいと思います。

1枚おめくりいただきますと、裏になります。平成17年3月に「食料・農業・農村基本計画」を改定いたしました。残された課題として、農地政策の見直し・再構築が挙げられているのではないかと我々認識いたしております。

また、昨年秋から、いわゆる品目横断対策の実施に伴う、集落営農づくりの加速化といった取組が全国各地で拡大しておりますが、その際の農地の利用関係についてのいろいろな課題、例えば安定的な権利関係の構築といったような課題が表面化しております。

また、政府におきましても、経済財政諮問会議とか規制改革・民間開放推進会議で、この農地政策について議論されるという状況の中で、農林水産省として農地政策の再構築に向けた検討を加速化しなければならないという意識に立ちまして、昨年12月でございますが、その旨を松岡大臣の方から表明をされました。直ちに省内にプロジェクトチームを設置いたしまして、2枚目の下に書いてありますような検討作業を急いでいるところで

ございます。

3ページ目でございますが、あわせて、この農地政策に関するいろいろな課題につきまして、全般的に全面的に点検、検証を行う。その際に、有識者会議から御意見を伺う場といたしまして、書いてございますような「農地政策に関する有識者会議」というものを立ち上げました。メンバーは3ページの右側に書いてあるとおりでございます。

4ページ目でございますが、第1回目の会合を1月30日に行いまして、有識者会議の下に専門的、あるいは法制的な議論をする場として専門部会も設けまして、そこでの3回の議論を踏まえて、先般3月9日でございますが、担い手への面的集積につきまして、論点と今後の検討方向について一定の取りまとめを行いました。それがその次のペーパーでございまして、「農地の面的集積に係る論点と方向」ということでございます。

ちょっと資料は飛びますが、もう1枚おめくりいただきまして、資料のタイトルとして、「担い手の農地の分散とデメリット」という航空写真が載っているかと思いますが、我々がまず最重要課題として解決していかなければならないのは、この航空写真に掲げているような農地の分散化の状態を克服していかなければいけないと思っております。これは千葉県成田市の実例でございますが、認定農業者であるAさんという方が、経営規模としては16ヘクタール経営しておりますが、その経営する場所が赤でプロットしましたように70か所に分かれているという状況でございます。

こういったような農地が分散して、しかも1か所当たりの農地面積が小さいということになりますと、せっかく規模拡大をしてもそのメリットが生かせませんし、また、そもそも規模拡大にも限界が生じてしまうという事情でございます。そういったことから、この有識者会議では、面的集積の地をなるべく団地化して、まとまった形で経営耕地の集約が図られるようにするという点について取り急ぎ御議論いただきました。

先ほどの論点と方向のペーパーに戻っていただきますと、まず論点の1つ目でございますが、そういった担い手に農地をまとまった形で面的に集約していく際の論点の一つが、まだ農業を続けるという兼業農家や高齢農家の意識でございます。そういった意識は改革していかなければならないということで、おおむねの意見の一致が見られました。

方向としては、「農地は限りある資源として有効利用すべきである」という理念を明確化して、その理念の浸透を図っていくことが必要ではないか。そのためのインセンティブとしまして、メリット措置の集中化・重点化、場合によってはデメリット措置といったことも必要ではないかということでございます。

実際にどういうふうにして集約していくかというその手法、やり方でございますが、3番目の丸に書いてある論点ですが、地元に着して、出し手 この場合の出し手といひますのは離農農家、規模縮小農家、高齢農家、そういった出し手の農地を一括して引き受けて、これを担い手に利用する権利を再配分する組織を確保するといった論点があるのではないかと、方向としましては、いわゆる所有と利用の分離、利用につきまして、地域の一定の組織（面的集積を促進する機能を持つ組織）が出し手と受け手の間に立つことによりまして、いわゆる農村地域の出し手・受け手の人間関係をいったん遮断いたしまして、農地をその面的集積の組織が一括引き受けて、まとめた形で担い手へ再配分していく仕組みが必要なのではないかという方向でございます。

その際にどういうエリアでやっていくかということですが、基本的には市町村のエリアを基本に全国をカバーする組織として、そういった面的集積を推進する組織を整備していくのではないかと御議論を頂きました。こういった有識者会議における一定の取りまとめがございましたので、この面的集積につきまして、引き続き細部の詰め等を農林水産省において検討していくことになると思います。

また1枚前にお戻りいただきまして、今後の有識者会議でございますが、当面の最重要課題ということで、1月から3月まで面的集積について御議論いただきましたが、今後とも、一番下でございますが、優良農地の確保の問題、遊休農地対策の在り方の問題、さらには農業経営の法人化の促進の問題、さらには企業等の新規参入の問題、そういった農地政策にかかわる課題全般について、今後ともこの有識者会議の場などで議論、検討していくこととしております。

以上でございます。

水間食料企画課長 続きまして、資料3をごらんください。このペーパーは、消費者の規格外野菜への意識や流通業者等における多様なニーズへの対応方向を分析したものであります。

まず、1ページをごらんください。昨年の秋までの本検証委員会の議論の中では、委員の方々から、規格外の野菜等が市場流通に適合せず、廃棄されていることは、高コストの一因ではないか。あるいは、規格が真の消費者ニーズを反映していない。食料供給者が消費者の品質や形状等に対するこだわりを過度に重視した出荷・販売等を行っているのではないかと、との御指摘を頂いたところでありまして、事務局ではこれらの御指摘を踏まえまして、食品産業事業者や生産者、消費者から聞き取りやアンケートを実施しまして、規格

外品に関する認識、あるいは様々な規格による有効活用の可能性につきまして、事務局の案をまとめたところであります。

この下の方にありますように、結論としましては、食品産業事業者・消費者は規格品を志向する傾向はあるものの、加工・業務用需要の高まりや消費者の国産志向を踏まえれば、利用形態・販売形態に応じて、「用途別ニーズに適合した規格」、「簡素な規格」、あるいは「無選別」での出荷・流通を進めることによりまして、国産農産物の有効利用が促進され、ひいては食料供給コストの縮減、あるいは食料自給率の向上に資する可能性があるのではないかと考えております。

以下、2ページ以降は分析した細かい内容でありまして、簡単に御説明いたします。

まず2ページであります。野菜の流通ルートの推計であります。総流通量のうち約8割を占める市場流通につきましては、A品、B品など規格品が中心であります。これに対して、市場外流通とした部分については、一部の加工・業務用や産地直売所を中心に、簡素な規格や無選別の流通も行われている実態があります。

3ページ目、これは現状と有効利用の可能性であります。左側の現状の欄を見ますと、例えばスーパーやコンビニにおいて、ばら売りでは、形の悪いものは売れ残るために採算が合わないとか、卸、仲卸の中間流通部分でも、小売からのニーズはA品が中心だとか、加工・製造や学校給食でも、機械調理が多くて、不ぞろいは使いにくい。あるいは、価格の安さ、供給の安定性では輸入原材料に優位性があるといった声が聞かれるわけでありませう。

その中でも、右側にありますように、多様な規格の有効活用の可能性も見られるということでもあります。例えば、スーパーやコンビニでは、値ごろ感を出したり対面販売によりまして、消費者が規格外品を受け入れる余地が見られますし、契約栽培によりまして、農家から全量買い取って、加工と生鮮販売に使い分けしていく生鮮コンビニや野菜仲卸の例もあります。

あるいは、果汁原料用に最低限の選別、簡素な規格でも使用している例や、地元の産地消グループのイニシアチブで地場野菜を学校給食に提供している例。あるいは、生産者にとっても、簡素な規格や無選別の出荷によりまして、単価は安いながら選果・調整作業の手間が省けて、生産に専念できるというメリットがあります。

4ページ目であります。多様な流通の可能性ということで、課題としては、国産志向や安全・安心志向等の多様なニーズへの対応が求められる中で、国産農産物の活用状況につ

きましては、形が不ぞろいなものを中心に、必ずしも有効に利用されていないのではないかと。あるいは、消費者の国産志向にかかわらず、加工・外食を中心に、価格や量的な安定供給の面で優位性のある輸入原材料のシェアが拡大している状況が挙げられる。

このような状況の対応方法としまして、「用途別ニーズに適合した規格」、「簡素な規格」、「無選別」での出荷・流通を進めることで、国産農産物の有効利用、コストの縮減が図られるのではないかと考えています。

以下のページは、そのバックデータ、あるいは優良事例でありますけれども、まず5ページ目は、事務局としては、昨年末にスーパーでアンケート調査を実際に行ったものであります。これによりますと、9割以上の買物のお客さんが、「規格外品を買ったことがある」とか、あるいは「買ってみたい」と言われている。さらにそのうち4分の3の人は、「安ければ規格外品を買う」という回答が得られました。

それから、6ページ目は、スーパー等での販売形態であります。値ごろ感や産地品質等が消費者に伝われば、あまり厳密に選別しなくても販売できる例も出てきているということでもあります。

それから、7ページ目、これは生鮮コンビニの例でありますけれども、均一価格で売るという販売コンセプトを実現するための工夫としまして、商品を納入している仲卸が農家との契約により野菜を一括買い入れて、業者自らが生鮮向け、加工向けに使い分けていくという例。

それから、8ページ目は、野菜専門仲卸が、農家との契約により仕入れた野菜を業者自らが小売や加工業者のニーズに応じて仕分けて供給していく取組。

それから、9ページは、規格外品も含めます地元産加工用にんじんを活用して、果汁生産する取組。

最後のページでありますけれども、学校給食で地場産の野菜を規格外品も含めて有効活用する取組であります。ただし、これは左の下の欄にありますように、学校給食への活用の課題として、4割の学校が「規格等が不ぞろいなため調理人の負担が大きくなる」と回答したとの調査であります。

規格外品の有効活用につきましてはここまでであります。続きまして、次は資料4であります。加工食品に続けてまいります。

1枚目をめくっていただきまして、右のページに加工食品の取組の方向に関する事務局案の全体の要約がついております。「21世紀新農政2006」におきましては、国内農業の体

質強化の観点からこのコスト縮減に取り組むとされていたことから、ここでは、国産農産物を原料とする食品産業の供給コストを中心に検証したいと思っております。

国産農産物の重要な供給先である食品産業は、食の安全等の消費者ニーズ、輸入食品との競合や食品環境対策上の課題に対応しつつ、厳しい競争にさらされながら、コスト縮減に向けた取組を継続的に行っている。

このような中で、原材料供給の不安定性や中小零細な産業構造等という食品産業の特質に着目しつつ、食と農の連携強化や企業の農業参入等による国産原料調達等の効率化、再編合理化やIT化等による経営基盤の強化、食品環境対策に対応した効率的な取組の推進を通じまして、食品産業のコスト縮減に向けた生産性の向上等を図っていくということでもあります。

次のページ以降はその詳細でありまして、簡単に御説明いたします。

まず、1ページ目であります。これは産業連関表の飲食費80兆円の図でありますけれども、図の灰色の部分が昨年9月までに検討した範囲、すなわち生鮮品、あるいは加工用原料となる生鮮品の部分。それから、今回検討する範囲が青の部分の加工食品であります。

それから、2ページ目、これは先ほどの取りまとめと内容は繰り返しになりますので省略いたしますが、厳しい競争条件の中でコスト縮減の取組をやっているということでもあります。

それから、3ページ目、これは加工食品におけるコスト縮減の効果であります。2つ目のポツに、食品産業におけるコスト縮減に向けた生産性向上等は、生産段階における競争力強化と相まって進むことによりまして、「国内農業の体質強化」に寄与する。

それから、4ページ目です。我が国の消費特性として、健康・安全への関心、賞味期限等が判断方法の一つになっております。それから、低価格志向、高付加価値化、食の簡便化や外部化。

それから、5ページ目です。賞味期限につきましては、消費者は賞味期限への一層の理解が必要ではないかと思われる一方で、食品小売業においては、賞味期限が近づいた食品の値引き販売など廃棄抑制のための取組が行われておりますけれども、メーカーへの返品や賞味期限前の廃棄等の実態もあります。あるいは、期限表示の誤記等を原因とする食品事業者による自主回収が増えているという調査もあるということでもあります。

それから、6ページ目は、食品リサイクルと容器包装リサイクルの取組。

それから、7ページ目、8ページ目は、それぞれ事務局で行いました食品製造業へのア

ンケート調査と食品企業へのヒアリング結果をまとめてあります。

これらの結果を活用しまして、9ページ目に、食品企業が取り組んでおりますコスト削減の取組を、左側の加工食品の供給コスト構成別に区分して取りまとめた総括表であります。(1)から(5)までのそれぞれにつきまして、10ページ以降で具体的な優良事例等を記してあります。

まず10ページ目に、食品企業がその原材料について安定的な原料調達や共同購入を行って効率化を図っていく取組、食品産業と農業との連携、あるいは食品企業の農業への参入、原材料の仕入れ配送等の共同化。

それから11ページ目は、食品製造業における製造工場の再編整備等による生産性の向上、要は食品製造業の内部の合理化の話ではありますが、製造工場の再編整備、IT化を含む設備の近代化、資本提携、委託製造や取引システムの標準化による企業間連携、あるいは食品ロスやリサイクルコストの増嵩の抑制。

それから、12ページは加工食品の流通における物流効率化ということで、電子タグ等のIT技術の活用、通い容器の標準化、あるいは配送の共同化等の企業間連携。

それから、13ページ目は川上から川下に至るサプライチェーン化でありまして、食農連携、企業間の情報の共有化、効率的な情報交換の実現を図っていく。

それから、14ページ目、品質等に関する消費者ニーズや環境対策ということでありまして、上の図は食品リサイクルの図でありますけれども、左側にありますとおり、従来、外食産業がそれぞれ別々に収集業者に食品廃棄物の処理を委託していた状態から、右側にありますように業界としての取組によりまして、収集業者を集約化した上で、外食産業や農事組合法人等が共同化を図って、さらに地元スーパーマーケットも参画して、食品リサイクルを地元で循環、効率化させていく取組であります。

それから、15ページ以降は、これまで見てきましたこれら食品産業で行われておりますコスト削減の取組に対しまして、国として支援の今後の方向をまとめたものであります。行政の主な支援対象としまして、「原材料供給の不安定性を緩和するための国産原料調達の効率化」、あるいは「中小零細性等を緩和するための経営基盤の強化」、「食品環境対策に対応した効率的な取組の推進」、「民間でできるものは民間で」を原則としつつ、最小限必要な施策支援を効率的・効果的に実施していく。

行政の支援分野としてのこの3つの観点につきまして、16ページ以降で具体的に説明しております。

まず、16 ページが、(1) 原材料供給の不安定性を緩和するための国産原料調達等の効率化。食農連携、「食料産業クラスター」の形成、共同施設等の広域整備、食品企業等の農業参入等に対する支援。

それから、17 ページの(2) が中小零細性等を緩和するための経営基盤の強化ということでありまして、共同施設や企業の合同化(事業の集約化) により経営革新を行う取組、あるいは製造工場の再編合理化、中核事業への「選択と集中」等の取組、新技術開発や E D I など I T 化の推進に関する支援。

それから、18 ページ、(3) は食品環境対策に対応した効率的な取組として、食品循環資源の広域的な一括収集による食品リサイクル・ループの構築、経済的処理システムづくり、容器包装廃棄物排出抑制の促進等であります。

これ以降は参考資料でありますけれども、食品企業の最近の動向をまとめてありますので、後でござらんください。

それでは、ここで加工食品を終わりにしまして、引き続きまして水産物の御説明をお願いいたします。

浅川加工流通課長 水産庁加工流通課長の浅川と申します。よろしく御願いいたします。

資料 5 に基づきまして、水産物の供給コストについて御説明したいと思います。

まず、1 枚めくっていただきまして 1 ページをござらんいただきたいと思っております。食料供給コストのアクションプランでは、水産物の扱いというのは、水産基本計画を今ちょうど水産庁で検討していたこともございまして、別途検討するという位置づけになっておりました。水産基本計画の結果を踏まえて、このアクションプランに追加するという整理が行われたわけでございます。

このような整理のもと、水産庁では「水産物供給コスト検討専門委員会」というのを設置しまして、昨年の秋、専門の先生方による検討を行ったわけです。それで、3 月 20 日に閣議決定されました「水産基本計画」に、この内容を反映させたところでございます。

この検討専門委員会では、議論の基本的方向として、まず水産物供給コストの 4 分の 3 を流通コストが占めておりまして、それに集中して議論するということ。それから、基本的には自由競争のもとで各業者さんがやっておられますので、議論を集中させるという意味もありまして、行政で対応できる施策は何があるかということに限定して検討するというのが 2 番目。3 番目が、付加価値向上のために必要なコストというのがどうしてもあるわけですし、こういうものは区別して議論すべきではないかという意見が出されまして、

こういうことを前提にして供給コスト縮減方策を検討してきたわけでございます。

また、生産コストの縮減については、別途「漁船漁業構造改革会議」というところで既に検討しておりまして、こちらの方も、その結果を「水産基本計画」に反映させたということでございます。

次に2ページ目をごらんいただきます。2ページ目からは、この水産物供給コスト検討専門委員会でも議論しました、水産物の供給コストの現状についての資料でございます。

まず、水産物の価格構造なんですが、真ん中の図を見ていただきたいんですが、生産経費が約24%ということで、これは差し引きますと76%が流通コストという現状になっております。これはほかの農産物と比べても非常に高くなっております。

この理由なんですけれども、左を見ていただきたいんですが、水産物の流通の特徴といえますのは、2つの市場を経由して消費地に送られるということで、流通マージンが余計にかかる構図になっております。これについては必要な部分もございまして、どういうことかといいますと、水産物の場合、産地段階ではどうしても魚種の偏りがありますし、また漁獲量も日々変動が大きいということで、ロットがかなり変化いたします。また、産地の段階でとれる魚というのは全部食用には回りませんで、えさとか肥料向けといった非食用にも回るということで、一度、産地で仕分をして、もう一度消費地に集めて消費地で仕分するという2つの段階を通じて初めて消費者に品ぞろえができるという特徴がございまして、ある程度やむを得ないところはあります。

また、水産物の特徴なんですけれども、どうしても魚は腐りやすいということで、温度管理の経費が流通段階それぞれでかかるということがございます。また、最近、消費者は魚を自分でさばかないということで、途中段階でうるこを取ったり切り身にしたりというコストが最近かかるようになってきております。したがって、どうしても流通マージンがかかるということが一つ特徴でございます。しかしながら、これをそのまま放置しておけば産地の手取りは相変わらず低いですし、消費者は魚は高いという割高感を持っているということで、あまりよい状態ではないと考えております。

そこで、流通コスト縮減に向けて、右の方にポイントと書いてございますが、まず生産経費については、漁船や漁具等の資材面でのコスト縮減が必要です。あとこの流通コストについては、小売の段階については消費地市場等の再編・合理化といった農産物とも共通する見直しを行うことが必要だと思っております。また、産地の部分につきましては、これは水産物独自の部分になるんですけれども、産地市場を統廃合することを通じて、流通

コストの縮減を進めていくことが必要になっております。

次の3ページなんですけれども、では、産地市場がどうなっているかということでございます。水産物の産地市場の多くは水揚げ港ごとに点在しておりまして、漁業協同組合が開設しておりますが、漁協の規模が小さいということもございまして、非常に取扱い規模が零細になっております。

下の産地市場の数、左の表を見ていただきたいんですけども、取扱い規模が10億円というのが一つ採算ラインになっておるんですが、10億円未満の市場が全体の7割を占めるということで、赤字の市場が非常に多くなっております。こういうようなことで非常に規模が零細、取扱商品も不安定ということで、結果、消費者のニーズにこたえられなくて赤字になるという悪循環になっております。

したがいまして、国の方では、平成13年に産地市場の再編整備を進めるということで、各県も含めまして通達を出し、計画をつくり、市場の再編整備を進めているわけでございます。平成22年にその数を500にすることを目標にしておりますが、右の表をごらんいただきたいんですけども、平成18年の5月末まだ800あるということで、これをいかにきちんと統合していくかということが必要になってきております。

次のページをごらんいただきたいんですけども、統合が進まない理由ということでございます。国としても、統合した後の設備の整備に対して補助制度等で支援はしているんですが、なかなか統合が進まない理由として、それぞれの立場の方の不安感が強く言われております。

それは具体的に下の緑色のところにありますけれども、生産者は、統廃合しても魚価が上がるとは限らないんじゃないかということ。また、今までは水揚げしたら即市場に持って行けたんですが、それが遠くなることで新たにコストがかかるんじゃないかという不安があります。また、買受人については、今まで仕事をしてきた場が失われるということで、そういう意味での不安感があるということがございます。しかしながら、この不安があるということで進めないとなす赤字体質が深まっていくということで、何とかこういう不安感をなくしていくことが必要になってきております。

次のページをごらんいただきたいと思っております。水産庁では、水産基本計画に基づきまして、水産庁長官のつくりました「産地市場の統合方針」というのを改正しております。この内容を御紹介いたしますと、従来の統合方針は、産地市場同士の水平統合というような形を念頭に決めていたんですが、最近では、産地市場同士が統合しても、規模が小さい者

同土が統合してもやっぱり規模が小さいということで、結局効果が上がらないといった問題。また、産地市場が近くになくて統合のしようがないといった問題が出てきておりますので、今回見直した内容については、そういうような水平統合にこだわらず、思い切って産地市場をやめて、消費地の大きな市場に直接水揚げしたものを搬入するといった垂直統合的なものを考えることも必要であるということ盛り込んでおります。

そのほかにも、地域地域の実態というのがありますので、あまり水平統合にこだわらずに市場の整備を進めていくべきだという考え方を盛り込んで、各県に見直しを指示しているところでございます。

また、2番目に、これもいろいろな関係者のヒアリングの結果、やはり買受人の参入が、これは国の規制というわけではなくて、規制のない中の地域の暗黙の了解事項のような形で、買受人の参入が非常に制限されていて、結局値決め機能がうまくワークしないという声がよく聞かれます。したがって、今回、産地市場の統合方針では、買受人の買参権の開放をきちんとやりなさいということ各地域をお願いするという見直しを行っております。

このような見直しを行いつつ、次のページでございますけれども、水産物供給コスト縮減に向けた考え方と取組の方向性ということで、ここのページは水産物供給コスト検討専門委員会の検討結果というのを1枚にまとめております。右の方の主な取組の内容が簡単にその結果なんですけれども、まず1つは産地市場の統合を進めていくべきだということで、関係者の不安を取り除くための支援を行うことが必要ではないか。具体的には、関係者が集まってよく話し合っ、遠い市場に持って行くための鮮度管理をどうするか、あと市場統合して市場が減るわけですから、この際電子商取引を導入すべきではないかといった話合いを行い、試しに実験してみるといった、この不安を取り除くための取組を支援すべきではないかというのが1点。

それから、産地市場運営の改善として、産地市場に存在する「見えない規制」ということで、今御説明しました買参権の開放を誘導していくべきではないかということが2点目。

3点目が、前浜と消費者を結ぶ多元的な流通経路の構築ということで、水揚げしたものは必ずしも別に市場を通さなくても高く売れるものがあれば、そういう売り方を産地で工夫してもいいんじゃないかということで、新たなビジネスモデルの構築に対しても支援をすべきではないか。

4番目が、これは全体の消費地市場の改革と共通するものなんですが、消費地市場の改

革もあわせて進めるべきではないか。

こういう取組を総合的に講じまして、全体の流通コストを減らしていくことが必要である。

具体的な検証方法としては、下に書いてございますけれども、現在、産地価格と小売価格の相対価格差は 4.4 倍ございますけれども、これを 4 倍以内にするを目標として取り組んだらどうだろうかということで、検討結果を頂いております。4.4 倍が 4 倍ということになりますと、大体縮減率は 12 %ということになります。

こういうような検討結果を受けまして、次のページなんですけれども、予算的にはソフトの事業、また、いろいろ施設整備のハードの事業ということで総合的な支援措置を仕組んでおりますので、今後このような措置を通じまして今の方向を実現していきたいと考えております。

次に 8 ページでございますが、漁業生産コストについてでございます。漁業生産コストにつきましては、まず漁業生産資材のコスト縮減というのが必要だということで、こちらは漁業系統を初めとする関係者に、平成 19 年度から「行動計画」というのをつくってもらいまして、そこで漁船、燃油、漁具というもののコスト縮減計画を決めてもらおうと考えております。

その中で、特に燃油についてでございますが、こちらは平成 16 年ごろから価格が上がりが始まりまして、今 1.6 倍に上がっております。これをいかに減らしていくというのが生産コスト縮減の大きなかぎとなります。燃油流通の効率化というところに書いてございますが、現在、燃油タンクというのが各地域にございまして、それが点在しております。それが非常なコスト増につながっているということで、それを統合・集約化するためのタンクの建設費、また、各点在しているタンクについても、在庫管理をコンピュータで行うことで在庫の有効利用を行いながら、燃油価格は高騰していますが、少しでもそれを安く抑えるという取組に対してもう既に国の支援を行っているところでございます。各地域でこの事業は動き出してございまして、地域によっては 1 割ぐらい燃油の流通コストはカットされたという実績も見込まれております。

またこのほかに、次のページになるんですけれども、漁船漁業の合理化ということで、いろいろな技術開発を通じまして、省エネ、省力化というのを進めてコスト縮減を図っていくことにしています。下に書いてございますけれども、光を使う漁法につきましては、発光ダイオードを使って電力を節減するというので、これを使うと大体電力の燃油費が

10分の1から30分の1に抑えられるという効果がございます。それから、船型を変えることで水の抵抗を減らして燃費をよくするといった技術開発も現在進めております。

また、右に書いてありますけれども、船団で操業する漁業につきましては、船を少しでも減らした方がコスト縮減になるわけですし、そのための機械化とか、それから、船のかわりにブイを活用することで船を1隻節約するといったいろいろな新しい技術を開発しております。これを一刻も早く現場に定着していきたいと考えております。

最後に10ページになりますけれども、漁船漁業構造改革というのを平成19年度の予算から措置しております。こちらは各地域でそれぞれの漁業者が集まって、いろいろな省力化、省エネ化といった漁業経営を改善するためのコスト縮減を行う取組に対して、ここに書いてありますとおり、リース代を補助するとか、減船した場合のスクラップ代を補助するということを集中的に行って、コスト縮減、ひいては漁業経営の改善を図っていくことにしております。

以上のような方向をまとめましたが、一番最初の目次の次にある事務局案の要約でございまして、水産物の流通コストの課題が非常にあるということで、産地市場の統廃合等の流通コスト縮減のための取組を進めていくということ、また、漁業生産コストの低減のための取組もあわせて進めていくということを書いてございます。また、消費地市場については、食料供給コストアクションプランというところに整理された方向に基づきまして、水産物も進めていきたいということでまとめさせていただいております。

以上です。

(2) 意見交換

上原委員長 どうもありがとうございました。

資料1から資料5まで、膨大な情報がここに入っております。本当に事務局、御苦労さまでした。

それでは、これに基づきまして委員から御意見、御質問等をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

資料2の担い手への面的集積につきまして、吉川先生が委員をなさっておりますが、何かここについてコメントがありましたらお願いしたいと思います。

吉川委員 では、御指名ですので。大学の所用で12時に失礼いたしますが、今委員長

からお話のあった農地の集積についてと、もう一つ、今御説明のあった全体のプランについて、2つ発言させていただきたいと思います。

1つ目は、この農水省の建物の中でこういう形で申し上げるのはちょっと恐縮なんですが、経済学者の立場からしますと、にわかに賛成し得ないということでございます。ということかということ、日本の農業あるいは農業に関連したところで、コストを削減しなければいけない、する必要がある。これは当然のことであって、この委員会もそういうことでできていると思いますが、コスト削減の最も重要なポイントは私は競争だと思います。健全な競争があればコストというのは自然に下がるものだと思います。行政として何をやるべきなのか、何ができるのかということがありますが、コスト削減の担い手は多くの場合は民間の企業だろうと思います。今の御説明の中でも、民間の企業がこういうことをしたらどうかという話が随分出てきているわけで、行政と民間の線引きが必要だろうと思います。

コスト削減については、自分自身の経験もあります。ひょっとしたらこの委員会でも同じ例を御説明したかもしれませんが、繰り返しになったら恐縮です。我々大学人にとって洋書の価格が極めてドラマチックに低下しました。これはアクションプランとかそんなものは何もありませんでした。しかし、3年くらいの間に2分の1になったんじゃないでしょうか。

どうということだったかといいますと、それまでは、日本の国内で法律があったとは思えませんが、慣行運用上いわゆる代理店を通してしか洋書の購入は大学で認められていなかったわけです。変化をもたらしたのは、要するにどこから買ってもいいということになった。それともう一つIT革命により御存じのアマゾン・ドットコムなど実質的な輸入の自由化ということもあったと思います。この2つで、3年くらいの間に洋書の価格は2分の1くらいまで下がりました。繰り返しになりますが、コスト削減の最も重要なポイントは、私は健全な競争にあると考えています。

食品産業に関することも出てきたと思いますが、これは製造業ですね。もちろん食料にかかわりますが。食品産業のコストを下げるために、税金を軽減したり補助金を投入する必要があるというようなお話があったかと思いますが、これは世の中の全体の流れ、あるいは経済学者の目からしますと、あまり筋がよくないんじゃないでしょうか。税金等でもいわゆる特措というのは、むしろ縮減・廃止される方向にあるというのが私の認識です。

税金、補助金である特定の事業、企業を応援するというのは、経済学の言葉で言います

と明確な市場の失敗のケースであり、そこを補助金なり税でいわば直すということ、これは理論的にもそういうことがあり得るということでは言われているわけですし、私もそのとおりだと思います。私も決していわゆる市場万能論者ではございません。しかし、安易にコストを削減するためにというふうになれば、例えば今医療機器が高いと言われてますね。医療のコストを削減するために、医療機器をつくる企業を応援する。そこに税金や補助金で応援しなくちゃいけない。学生が本を読まない。本が高いんじゃないか。本の値段をもう少し下げたらいいんじゃないか。じゃあ出版社に税金や補助金でそれを応援する必要があるんじゃないか。こんなことを言い出したら世の中はめちゃくちゃになってしまう。

ですから、食料品のコストを削減する必要があるから、例えば食品産業に税とか補助金を投入する、というのは短絡的である。これが第1点になります。

第2点は、コスト削減の1つの重要なポイントとして、農業そのもの、農地を少なくともその利用、実際の耕作に関して集積する必要があるということで、私はそのとおりだろうと思っております。そのために所有と利用を分離するという大きな考え、そのことも私はこの委員会で発言したこともあるかと思いますが、そのとおりだろうと思っております。

きょう発言させていただこうと思ったのは、重要なポイントとして、耕作地、農地を持っていらっしゃる方が利用権を手放して、実際に耕作地が集積するためには、農地の転用を厳しく制限する必要があるという点です。農地の転用を厳しく制限することがあってはじめて、所有と利用の分離ということも進むと思います。現在は、農地の価格は、経済学者の目から見れば恒常的なバブル状態にある。農地でありますから、本来農業に使われるべき土地である。しかし農業という事業を営んだときに、それが将来生み出す収益の割引現在価値と比べると、現在の農地の価格は高過ぎる。これはこの委員会でもたしか資料を見せていただいたと思います。

なぜかと言えば、農外に転用したときの売却益がオプションプライスとして入っているために農地の売買価格が高くなっている。こういうことはだれでも知っていることです。これは単に地価をゆがめているだけではなくて、利用権を譲渡する場合にも障壁になる。したがって、農地の転用を厳正化する必要がある。それはまた農業委員会の改革ということにもつながる。

先ほどの資料でも、規制改革推進会議の方でその点を考えているということですが、ここに丹羽会長がいらっしゃいますが、経済財政諮問会議でも是非ともそうした農地転用、あるいは農業委員会の改革について議論していただきたい。それとあわせて利用権の集積

という形で実際に農地の集積が進むようにしなければ、コストの削減はできないのではないかと考えております。これが私の補足発言でございます。ちょっと長くなって申し訳ございません。

上原委員長 どうもありがとうございます。

それでは、丹羽委員お願いします。

丹羽委員 名前が出ましたので。一つ申し上げたいんですが、吉川先生がおっしゃるように国際競争力をアップするというのは、当然これからの大きな日本の農業の命題だと思うんです。そのためには、ちょっと私はこの辺が違うんですけども、やはり競争力をつけるための環境を後押ししてあげることが大事だと。その一つの大きな問題は、農地の問題も規制改革、規制を撤廃する、改革をしていくということがまた一方において非常に大事だと思うんです。例えば、法人化を進めるとか集約化を進める場合においても、様々な規制が今まだまだ農地においてもあるわけでありまして、そういう意味で農地の集約化に向かった規制を、もっと集約ができるような環境、周辺の整備をしていくことが非常に大事ではないかと思えます。

もう一つ是非きょう申し上げたいと思ったんですけども、このアクションプランそのものは非常にわりやすくできておりますし、取組の主体別に出ておりますので、レビューしやすいという点もあって、かなりよくまとまっていると私は思うんですが、特に規格外の野菜の地産地消とか加工食材の利用等のコスト縮減の手法というのは非常にいいと思うんですが、一つ是非考えておく必要があるのは、5年で20%の削減ができれば、農政上どういう変化が起きるんだということを明示しないと、手段の目的化をきちっとしないと、国としては一体何のためにやっているんだと。これがどうもはっきりしないなと。

このアクションプランの取組によるコスト縮減への寄与度というか、このアクションプランをやることによって、どれくらい日本の農業に寄与があるんだということを数値で示すというか、目標値を策定していく必要がある。例えば、農地利用の効率化というのは農業の生産性をどれくらい改善するんだと。あるいは農家所得にどれくらい改善があるんだと。1戸当たりの平均、大農集落営農法人別にどれくらいの改善があるか。3つ目は、国産の農水産物に対する消費者の需要は、これをやることによってどれくらい増加するのか。あるいは国際競争力向上にどれくらい寄与するのか。この今の縮減、我々が一生懸命農水省初めやっていることがどれくらい寄与するのか。あるいは食料の自給率向上にどのくらい寄与するのか。

今我々全体がアクションプランをやっていますけど、これが日本の農業、農政、農家にどれぐらいの寄与があるのか。少なくともこれぐらいの寄与を目指そうとか、そういうような手段の目的化というか、そういう視点を一つ持つことが非常に大事じゃないか。だから、19年度の目標値の作業をこれだけの作業をされる上で是非おやりになることが大事だと思います。

あとは加工食品とか水産物という問題がありますが、水産は実に難しいと思います。先ほどもいろいろ水産庁の御説明がありましたけど、やっておられる御本人もおわかりだと思うんですが、漁業権の問題とか、小さな漁場を持ってこれはどうしても譲れない問題もいろいろありましょ。漁業補償の問題もありましょ。そういうものを改革するのと、それから非常に古い歴史を持った業界ですから、しかも流通コストが70%も占めている業界です。ここにメスを入れない限り、とてもコスト削減というのは難しいだろうと思います。

これを一つでも二つでも解きほぐしていくという努力しかないと思うんですよ。一気に規制を改革するといったら、もう何十年というか何百年続いた水産業界をやっておられる方々の権利を奪うということで、本当に反乱が起きそうな状況にもなりかねないので、この分野は非常に難しいなと私も思います。ほんのわずかでも一歩前進をしていく。それは何かということをもむしる現実的、具体的に実現性の高いことを、格好いいことではなくてやっていく、明示していくことが必要かと思うんです。

それから、加工食品については、これでかなり切り込んでおられると思うんですが、問題は日本はお米を守るということは、吉川先生もおっしゃるし私もそうですが、国際競争力をつけてその上で、でも最後はやはり守らざるを得ない。風土に合った日本の農作物という意味で。それはそうなんですけれども、お米の加工品というものにもうちょっと力を入れるべきじゃないか。米の加工食品です。それはベトナムのフォーとか、米パンとか、もっともっと技術的に可能だと思うんです。その米の加工品の輸出というものを、日本のそういう食品加工の技術を使ってもっとできないのか。お米というものをもっと生産者の論理だけではなくて、消費者の立場に立った改革というものをやっていく必要があるんじゃないかと思います。

それから、容器包装のリサイクルとか廃棄物の処理というのも非常に重要なことですが、一番大きな問題は飽食と食べ残しが日本は20%もあるんです。これだけ食料の自給率が低くて海外から買っているのに、2割ぐらいも食べ残して廃棄してしまう。だか

ら食育教育というの、やはり農水省は相当大きなウエイトで小学校のころからやっていく必要があるんじゃないかということです。これもコスト縮減の一つで是非お願いしたいと思います。

ちょっと長くなりました。

上原委員長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかにどんどん御意見等をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

それでは、神田委員お願いします。

神田委員 一番最初の話とも関連しますけれども、競争力をつけるということと支援の在り方だというふうに思いますけれども、私も細かいところはわかりませんが、多分広範な話になるかと思いますが、こういうところに支援する、こういうところに支援するというのが各省にありますけれども、ここも必要なんだろうか、ここは必要ないんじゃないかと思われるところが幾つかあったりしまして、やはり競争力というか技術力というものをつけていってほしいなと思っているものですから、安易な支援は逆効果ではないかと思っていますので、きょうのお話を聞いておりましたそういった感想を持ちました。

それからもう一つ、資料2で言えば、ちょっと質問なんですけれども、農地がいろいろ点在していて、それを集めて担い手に配分するというところを取り組んでいくことについてはよくわかりますが、ただ現実の問題として、例えばまだまだ農業に携わる方々の合意だとか納得感というものに無理があるんじゃないかというお話を聞くこともございます。きょうは18年までに取り組んできたことの御報告ということですので、その辺は心配することはないよと、意思の一致というか積極的な取組はされるという見通しが立っているというあたりをちょっと安心するために聞かせていただければと思います。

なぜそうかといいますと、この資料で言いますと5ページのところに、「メリット措置の集中化・重点化を進めること（場合によっては参加しない者にデメリット）が必要」というような表現がございまして、このデメリットを受ける方たちはどう思っているのかなということちょっと素人ながら感じました。

それから、規格外品のところでは、調査も含めてよくまとめてくださったというふうに思いますが、ただ、もう一度あえて申し上げますと、消費者がどういうことを望んでいるかということ、資料3の1ページのところでは、「消費者は規格品を志向する傾向はあるものの」ということで、そうはいつでも消費者は規格品を志向しているんだと。でも、そういった中でも規格外を支持するようになったというふうなニュアンスのまとめになっ

ていると思うんですが、5ページのところでアンケート調査して下さったのが載っておりますが、それを拝見しますと、かなり規格外の野菜にはこだわらず、これでいいよというここにはこういった数字が出ております。

ですから、むしろとらえ方としては、余り抵抗がないというふうに随分なってきたんだと。しかし諸々の問題があって、規格せざるを得ないものもあるというふうなまとめの方が私は合っているのではないかという気がいたしまして、1ページのところを拝見しますと、まだそうじゃなくて規格品にこだわっているんじゃないかというニュアンスで受け取ったので、もう少し現実を見てその現実をしっかりと見据えた上で、何ができるかということを考えていけばいいわけですから、そんなふうの一つ感想として思いました。

それから最後の水産のところなんですが、一つは私ちょっと勉強不足ですので教えていただきたいんですが、消費者は魚は割高感があると思っているというふうに御説明があったかと思えます。お魚は結構安いなと思ったりするんですが、その辺の実態は本当にそうなっているのかどうかということが一つです。

それから、水揚げするところを統合していくので、目標数があって、まだまだたくさんあるけれども、頑張っていくんだというようなお話がございました。500にするということでしたっけ。ごめんなさい、産地市場数ですね。そのときに、そうすると先ほども御説明がありましたように、遠くまで運ぶ。じゃあ運搬のコストがかかるんじゃないかというふうに素人には思います。もう一つ、私はたまたまいろんな委員会に出ておりまして、国土交通省の方で道路とか街づくりの環境問題とかそういったことをやっておりまして、交通量を減らすとかCO2の問題とかそういったものが国の政策としてあるわけですね。そういった中でこういった遠くに運ぶということが、そういったこととの統一性について悪いことではないのか、その範ちゅうの中の政策なのかということをお聞きしたいんです。というか、そういったことも全体を見ながらこういった対策、政策を考えてほしいというのが意見なんです。

今思いつくのはその範囲です。

上原委員長 それでは、佐藤課長の方から、デメリットが出た場合どうするのか、その話をお願いします。それから、後ほど浅川課長にもお願いしたいと思えます。

佐藤構造改善課長 資料2に関しまして神田委員から御質問がございましたのでお答えいたします。

デメリット措置と書いてありますのは、まさに農地の面的集積を、もちろん強制的にや

るわけではなくて、地域における関係者、具体的には農地の所有者、あるいは今現に農地を利用して賃貸借の形で営農している経営者の方々、そういった農地に関する関係者の方々が集まり、話し合い、調整して、どこに農地を集積していこうかというような話し合いの結果、最終的には農地の面的集積を図っていこうということなんですが、その際に参加のインセンティブを与えるために、メリット措置ということで、あわせてデメリット措置ということを想定しています。

その前提にあるのは、今の農地の利用についての意識は、今現在は農地を利用するものも利用しないものも所有者の自由だという意識がこの農地については非常にまん延しているといえますか、あるのではないかと。ですから、耕作放棄地が東京都の2倍近いような38万ヘクタールにまで増えてしまったという状況にあるのではないかと考えております。

しかしながら、農地については農業経営の基礎的な資源であるのみならず、例えば農村地域活性化の際の重要なツールとしての農地の側面もあります。あるいは国土保全、防災機能といった側面もございます。そういった農地のある意味多面的な機能といえますか、公益的な機能に着目しているからこそ、例えば土地改良事業といったような公共投資が農地についても行われている側面もあるかと思えます。

したがって、そういう農地の資源としての価値に着目すれば、農地は有効利用されなければならない。自ら有効利用できない人は、有効利用しようとする方に利用をゆだねるそういうまず意識改革といえますか、農地についての理念を関係者、国民も含めて共有していただくことこそが最初の出発点として何より重要なのではないかとということで、一番最初に理念の明確化ということが挙げられているわけです。

その理念に基づきまして、その有効利用のための地域ぐるみの方策として、面的集積をしてはどうかという提言でございます。したがって、その面的集積にはなるべく皆さんに参加していただく。そのやり方として、そういう理念に賛同する参加者を増やしていただくためのメリット措置、あわせて必要に応じてデメリット措置ということで、なるべく多くの方にその理念の実現に向けて面的集積をしていこうという趣旨でございます。もちろん地域の中での話し合い、調整、説得といったことを行った上で、メリット措置、デメリット措置をバックに実現していきたいということでございます。

神田委員 お聞きしたかったのは、そういう理念もわかりますし、方向性も多分そうだろうと思いますし、これを決めるまでにはいろんな議論を重ねてできてきたというふうには思っております。ただ、現実問題としてどうなんでしょうかということ。そういった方向

で意識改革なり共有化が進んで、100%ということはないと思いますけれども、今年なりのそういった方向に向かって前進しているのかどうかというあたりをお聞きしたかったんです。

上原委員長 もしそういう情報がありましたら、簡単にお答え願います。

佐藤構造改善課長 この面的集積に関しましては、今地域によって点的な取組はありますけれども、大々的に推進していくのはこれからの話でございます。また、今集落営農組織で立ち上げている、推進しているところですが、そういった中で集落営農による面的集積も今現在進んでいるところでございますので、これは我々としてはそういうデメリット措置も活用しながら、今後しっかりやっていきたいということでございます。直接の回答になっているかどうかは甚だ心もとないんですが。

上原委員長 吉川先生どうぞ。

吉川委員 今御質問のあった委員会に委員として私も参加していたものですから。私がこれから申し上げることがいわゆるデメリットの唯一の解釈ではないと思います。ただ、委員の一人として私はこんなことを考えていたということをお説明させていただくと、神田委員が御質問になったのは、デメリットという言葉が相当強い言葉ですから、メリットとデメリットと言ったときに、デメリットというのは一体どういうことなのか。つまり、土地を所有しているんだけど、その利用権を手放さないことによるデメリットというのは一体どういうことなんだろうかと、具体的に知りたいというお話だったと思う。例えばこういうスキームを考えてみるわけです。

つまり農地というのが、これは頭の体操ですが、未来永ごう転用ができないというふうを考えてみる。今農地となっている土地は永遠に農地としてしか使えない、転用は許されないということになったとします。そこにある人が農地を持っている。しかし現在は耕作しないでそれを耕作放棄している、遊休地になっているとします。この場合には、もちろんそこから上がる収益はゼロになっているわけです。ところで、その利用権をだれかに預けると、そこで農業が営まれて、ちょうど株を保有している時に受け取る配当と同じように、農業から上がった収益の一部を配当として受け取ることができるわけです。

ですから、物は言いようで、メリットとデメリットという言葉は相対的なものですが、遊休地として永遠に収益ゼロで、ただ自分は持っているということ、それが一つですが、その利用権を手放して農業が営まれて、農業から上がる収益の一部を配当として受け取る。配当が受け取れるんですから、これはメリット。逆に遊休地のまま利用権を人に渡すこと

を拒否している場合には、もし利用権を渡せば得られたであろう配当をもらい損なうわけですから、それをデメリットと表現する。

結局はメリットもデメリットも同じことをこの場合は指しているわけですが、コインの裏表をメリットとデメリットとして表現した。これは1例で、先ほども申し上げたとおりこれがすべてだろうとは思いませんが、私は委員の1人としてそのようなことを頭の中に描いていたということでございます。

上原委員長 それでは、浅川課長から簡単をお願いしたいと思います。

浅川加工流通課長 先ほど神田先生の方から御質問があったことが幾つかありますので、お答えしたいと思います。

まず1つは魚の割高感の話なんですけれども、水産庁が小中学生の子供のいる家庭にしたアンケート調査で、「夕食に魚料理をどれくらい食べますか」という質問に対して、週2日以下と答えた方のその原因を聞いたものがあります。その一番多いのが、「肉より高い」と答えた方が一番多くなっています。実際のその価格を見ますと、確かに委員おっしゃるとおりここ最近肉の方がどちらかというと高くなってきておりまして、魚の方が少し安いんですが、ただ、小売関係者に聞いてみますと、それにもかかわらず割高感があるのは、肉と比べて魚というのは頭とか骨とか捨てる部分があるのでそういうことを考えると、あとボリュームの割には高いなと、そういう感覚を持っておられるのではないかとということでございました。

それから、産地市場の統合の話なんですけれども、確かに今までそこで水揚げしていたのを遠くに持って行かなくちゃいけないということで漁業者の輸送コストはふえます。ただ、その分品ぞろえができる市場で売るということで、高く売れるということで、トータルとしてはそのコストを打ち消すといえますか、コストはふえるんですけども、その分利益もふえることがメリットとして考えております。

また、CO₂については、結局消費地まで運ぶということは一緒でございまして、それを漁業者が運ぶか産地市場で買った卸売業者が運ぶかというものの違いだけですから、トータルとしては排出量がふえるということにはならないと考えております。

上原委員長 どうもありがとうございます。

先ほど吉川委員から挑戦的な発言がありましたので、それに対して岡島局長からちょっとコメントをお願いします。

岡島総合食料局長 全く我々も同じスタンスでやっているつもりでございます。そうい

う中でできるだけ抑制的に、特に食品産業全体については何ができるかということで、当然プレイヤーは食品産業の方々だということで考えております。その中で、まさにおっしゃられたように健全な競争という、健全なということをどういうふうに確保していくか。これは公正取引委員会なり、むしろそういったところの方が中心かもしれません。我々はそこをウオッチしていく必要があるのかなというふうに考えております。

吉川委員 私は挑戦したつもりはなくて、私の発言が挑戦的にとられては困ります。世の中の常識だと思います。

上原委員長 重要な問題を提起しているという意味で挑戦的だと言ったまでです。ただ、私のようなマーケティング学者からみると、実は必ずしもプレイヤーは競争的行為をしないんですね。実際にはビジネスゲームをやっている合理的な行動をなかなかしにくいことも多いわけです。その奥には多分構造的な問題もあるかもわからない。その辺の切り込みをよろしくお願ひしたいと思います。

吉川委員 繰り返しですが、先ほど私が申し上げたことは、いわゆる特措的な税制上の優遇措置、あるいは補助金は精査しないと世の中の支持は得られないのではないかと、その点だけです。

上原委員長 それでは、竹内委員お願いします。

竹内委員 一部は今の議論に関連したことで、一部は御質問なんです、一つは今の議論はおっしゃるとおりだと思ふんです。実際の話はこれがどういうふうに進んでいくのか、どのくらい希望を持てるのかと、こういう話だと思ふんです。私はこういう議論は理論的に整理していただくことは常に必要なんですが、その理論的な整理を現場に持って行って推進力に使った場合の効果はどうかということになるとこれは大変難しく、今の議論を現場の市町村や農協や農業委員会や農家の方に説明してもなかなかわかってもらえないんですね。

実際の話はどういう手法があるかという一つの手法は、そういうことは全く考えていない人でも、生活実感を前提にして成功している事例が全国にあると思ふんです。例えば20年も前から、もっと前からこの議論はずっと続いています。それで農業委員会の人に聞いたことがあるんです。そうしたらその人の話では、農業委員会の人だったか市町村の人だったか、はっきり覚えていませんが、自分の独創的な発想だったのかもしれませんが、世代交代が進んでいく。この航空写真ですか、全くこのとおりのことがあちこちでいっぱい起きているわけです。昔からそうですが、どんどん進んでいる。

そこで、これの持ち主にアンケート調査をして、何種類かに分けて、どうせ10年か20年すると子供が引き継ぐのか引き継がないのか、今見ていると絶対引き継がんとぞというような農家もあります。放棄する、やめちゃう、いろんなタイプを用意して、そのアンケート結果を整理して、その地域の地域土地利用計画にして、それを市町村や関係者と共同しているような仕組みを運用したら、大体そのとおりになったというんです。その中に借地の問題、もちろん今議論したようなものも全部入れて、その施策なり運動の基礎にした。それで成功している事例があります。ほかに僕はあると思いますね。これはこういう議論を踏まえてやっているわけでも全然ないんです。

それからもう一つの僕の聞いている事例は、ある県の農協のところの看板やたれ幕に、「株式会社」と書いてあるんです。私はこの株式会社の議論が始まる前からなんで、これは「株式会社」なんて使っちゃっていいのかなと。それでその農協の人に聞きました。そうしたら農協の方は、「株式会社」という名前をぶら下げたんだと。社長とか専務とか部長とか課長とかみんな名刺をつくったんだと。そこで、一つは株式会社ですから、登記はどうしたんですかと。登記はしたんじゃないかと思うんですが、株式会社の定款みたいなものをつくって、そこに借地した場合の借料を織り込んで、今度は農家との関係を、みんなこういう形にしますから参加してくれと。参加すると、今放棄してありますね、それをうまくいけば年間1反1万円入りますよ、あるいは株主ですよ。何かそういうことをやったら結構みんな集まってきたというんですよ。

ですから、そういうような全国の成功している事例を、農水省は御存じだと思うんですね、それがうまくプリベールするような産業政策的な手法はないのか。補助金とかそういう議論は全くおっしゃるとおりなんです、要はかなりの部分は産業政策ですよ。特に流通は全く産業政策。ですから、産業政策として使うのに税の特措は使えるのかどうか、補助金は使えるのかどうかというのは、農水省の問題ではなくて全体的な問題ですから、そういう観点から考えていただければおのずと答えは出てくるので、その結果は、吉川さんがおっしゃるようにそう簡単に租特とか補助金は使えない。農水省の方も今思っておられるわけですが、そういうふう考えていけばいいのかなと思いました。それが1点です。

それからもう一つは、資料4の14ページにありますような食べ残しの問題ですね。この食べ残しの問題はコスト論を包含してもう少し幅広い問題で、かつこれは外部不経済というんですか、こっちの世界に少し広がる、あるいは社会的コストに広がる、もっと幅広い問題かなと思うんですが、先般ある農水省のグループで、こういうところに焦点を

当てて千葉県とか行って2つ見てきましたが、これは大変な問題だなと思いました。

ここは全くビジネスとしてやっていて、かつ契約先がコンビニ。コンビニの賞味期限がみんなうるさくなっていますね。賞味期限や何とか期限の切れたものを店頭に置いていたら、そんなものはもうぼろくそに言われちゃうわけですから、それを全部集めて処理してビジネスとしてやっている。もちろんコンビニとの契約に引取り料が書いてあるわけです。赤字です。赤字ですが、かつてぺんぺん草を生やすか生やさないかということで非常に有名になった製鉄工場の中の敷地で、ほとんど使われていない場所ということですからコストは非常に安い、施設もボロボロ、償却済みみたいなものを使っています。それで赤字でも頑張っている。

私が聞いたんです。2つ聞きました。1つは、コンビニは 家庭ではみんなゴミを出していますね。市町村が税金の負担でやっています。粗大ごみは有料ですが。たくさんまとめて出すと粗大ゴミになって有料になるのか。市町村に頼んだらですよ。じゃあ、パラパラ出したらこれは無料なのか。しかし、こっちは税金はほとんど入っていない。若干入っているのはパイロットとしての何とか事業というので、農水省ではないかもしれません。こういう2つがあって、この両方を比べると何となくおかしいと思いませんかと。

それから2番目は、こういうことをやって頑張っておられて、行政その他関係者に対して言いたいことがあるんじゃないですかと聞いてみたんです。いろいろおっしゃっていました。私はこれはなかなか大変な問題で、家庭の処理で出てくるパーセンテージと、コンビニとか流通段階でも、排出量は全然ウエイトが違いますが、家庭の方が低いぐらいだと思います。

ですから、こういうところはこのコストもちょっと下がっていますが、各省庁にまたがって全体の整合性、つまり税金の使い方から見ても、市町村が無料で集めてやるよりは、こういうところに少しお金を出した方が全体として税金は安くなるんじゃないかと思うんですが、そこで働いている人は気の毒で見られないですね。

ある人が言いました。この施設を東京でもってやっている。そこに身体障害者の方が働いている。もう見ていて涙が出ちゃいましたと言っておられました。こういう問題もかなり包括的にまとめてやっていただくといいかなというふうに思いました。

上原委員長 ほかにもしありましたらいかがでしょうか。

(3) 資料説明(資料6~8)

上原委員長 ちょっと時間の関係もありますので、次に進ませていただきまして、またまとめて御意見等お伺いしたいという方向をとりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、皆さんからここまで出てきた意見をみると、今後の縮減のレポートをまとめる上で重要な点が3つぐらいあると思います。1つは、競争を促進していくという視点が重要だということ。それから第2番目は、これは丹羽委員から出てきたんですけど、コスト縮減が農政上どういう意義を持つのか、いわゆるポジショニングの問題。第3点が、今竹内委員からも出てきたんですけど、これは前から吉川委員も提示されていたもので、ベストプラクティスの問題ですね。ベストプラクティスでつくられたノウハウをどういうふうに移転していくのかという問題。大体この3つがまたここで浮き彫りになりましたので、これは我々として非常に重要視していきたいと思っております。

それでは、資料6以降を御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

水間食料企画課長 それでは、資料6であります。食料供給コストを5年で2割縮減する目標がございますけれども、その検証方法について事務局の案を取りまとめました。資料6をごらんください。

まず、1ページ目に事務局案の要約を書いております。食料供給コストの範囲につきましては、本件が国内農業の体質強化を目的としたコスト縮減であることから、ここでのコストの範囲としては、食料産業が供給する国産農水産物のコストとする。加工食品については国産原料に関係する部分のコストを基本として考えたいと思っております。

次に、検証方法につきましては3つの方法があるのではないかと思います。まず、詳しくは次の2ページ目に書いてありますけれども、アクションプランに盛り込まれているいろいろな取組につきまして、生産性向上等の政策的効果を把握・分析する、政策効果の検証ということで、例えばモデル事業があります。そういうモデル地区における取組の効果を、その取組の実施前後で比較したり、あるいは低価格資材の供給や効率的利用、担い手の経営規模拡大の効果を見るとか、あるいは卸売市場改革、物流効率化の取組でありますので、そのコスト縮減効果がどうなのかということを検証していくという政策的な検証。ただし、これは個別の取組についての施策効果の検証だけでは食料供給産業全体のコスト縮減の検証は困難だという限界があります。

次に、2つ目の検証方法であります。次のページになりますけれども、産業連関表とい

うマクロ統計を活用したマクロ検証であります。食料供給コストにつきましては、マクロ統計であります産業連関表を活用して試算することが可能であります。ただし、産業連関表は5年に1回の作成でありますし、現在利用できるデータは12年の数値にとどまっております。したがって、事務局の方では産業連関表の12年データを活用しまして、12年における食料供給コスト、マクロベースを試算した上で、これをベースとしまして毎年実施しております種々のミクロ統計、生産費調査、ミクロ統計がありますので、このデータを活用して17年時点の食料供給コスト、マクロベースを試算しました。

具体的には3ページ目、左下の図の12年の「飲食費80.3兆円」というのがありますけれども、ここから利潤と輸入農水産物、さらに国産加工食品については輸入原料由来のコスト分を差し引きまして、12年における社会全体の国産食料の食料供給コストを39.4兆円と試算しました。さらに種々の試算をしまして、試算の方法は次の4ページ目に細かく載っておりますけれども、そういうミクロ統計を活用しながら試算しまして、3ページ目に戻っていただきまして、3ページ目の右の表に、17年の国産原料の食料供給コストを試算したところ39.44兆円と。すなわちこの試算によりますれば、過去5年間で国産原料の食料供給コストは0.1%増。これを産業別に見ますと、農林水産業が1.9%増、食品加工製造業が4.9%の減、外食産業・食品流通業は0.9%増となっております。

ただ、この場合のコストの変化率については、絶対額ではなく食料供給1単位当たりのコスト額という効率性を出しまして、12年と17年を比較した試算値であります。さらに、この検証方法は複数の統計を用いまして様々な仮定を置いた試算値でありますので、試算値の信頼度に限界があることにも留意が必要ではないかと思っております。

その限界に関する具体的な留意点を4ページに記しておりますが、例えば4ページ目のにありますように、消費者ニーズの高まりとか、食品リサイクル等の新たな環境的要請等に伴いまして、逆にコストがふえてしまう可能性もあるわけでありまして、本来的にはコスト増の部分は、民間企業が行いますコスト縮減効果と区別して評価すべきではないかと思っておりますが、なかなかここまでの定量化が困難であるということでもあります。

それから、次に3つ目の検証方法であります。コスト縮減に関する様々なミクロ統計がありますので、これを活用して、米とか野菜といった主要品目別に検証するミクロ検証。例えば過去5年間において、米については生産段階で6.2%の減、流通段階でもコスト減、野菜についてはキャベツで見ましたが、生産、流通の両面でコスト減、一方で果樹(み

かん)についてやってみますと、生産段階ではコスト増、あるいは畜産の生産段階はコスト増であるものの、飼料費を差し引くとコスト減になる等々、様々な結果が得られております。ただし、このマイクロ検証については、流通経費を算定できる品目は限られていることや、加工食品別の製造経費、流通経費になりますとデータがないこと等のために、食料供給産業全体のコスト縮減の検証がこれ自身だけでは困難があるという限界があります。

ということから取りまとめますと、1ページ目にもう一回戻っていただきまして、2つ目のポツでありますけれども、 から のいずれの方法も単独での検証方法としては限界があると考えますので、 から をあわせて行うことによりまして、総合的、複線的な検証を行うことが適当ではないか。このような基本的な考え方について御了承いただければ、事務局としては今後この方法に基づきまして、過去5年間のデータを用いましてさらに試算する。いろいろ課題も出てくると思います。例えば豊凶による検証値の変動等々ありますので、そういうものも整理しながら次回の委員会でお示ししたいと考えております。これが検証方法です。

それから、資料7の1枚紙があります。これは昨年9月の第4回検証委員会の際に田中委員から御要望がありまして、さらに委員長の方から事務局に対して検討の御指示があった案件。具体的には、アクションプランに盛り込まれた取組を実施することによって、どのくらい食料供給コスト縮減に寄与するのかということでありまして、事務局にて一定の検討を行いました。

アクションプランの取組の中には、数値目標がそもそもない取組もありますので、これについてコスト縮減の寄与度を計算することはなかなか困難ではないかと考えます。

さらに、数値目標はありますけれども、例えばモデル地区において経費の1割削減を図るような取組というのは、その取組がさらにどれくらい現場全体に普及するのかということによってコスト縮減の寄与度も変わってきますので、これについて寄与度を計算するのは困難ではないか。したがって、これら以外の取組のうちで主なものにつきまして、一定の前提を置きながらコスト縮減の寄与度を計算したのが資料7であります。

具体的に米とか野菜、野菜はキャベツで生鮮用と加工業務用に分けまして、コスト縮減の取組を書き並べてありますけれども、そのうち、この黒丸について試算を行いました。左下の米の生産経費につきましては、構造改革の着実な進展の計画を農水省としてつくっておりますので、その進展を前提にしまして、安価な生産資材の供給、効率利用の推進、それから、担い手への作業集積を通じた作業の効率化等によりまして労働時間の短縮の取組

が、米の供給コスト全体の1割弱程度のコスト縮減に相当するという試算です。

それから、その上の米の集出荷経費につきましては、農協の方で現行の流通コストを60kg当たり3,000円を2,000円に20年産までに抑制していくという取組があります。これが実現した段階、あるいは、さらにこれが農協以外にも浸透するという前提を置きまして、米の供給コスト全体の5%程度のコスト縮減に相当するという試算です。

それから、真ん中の生鮮用キャベツにつきましては、生産段階での収穫作業の機械化は、生鮮用はある程度限界がありますので、大きなコスト縮減を図ることは難しいんですが、流通段階では、卸売市場の再編合理化や通い容器、ITの活用による人件費、包装資材費の縮減、配送の共同化等、総合的な取組によりまして、キャベツの供給コスト全体の1割弱程度のコスト縮減に相当するという試算。

それから、加工業務用につきましては、生産段階での収穫機の導入等機械化一貫体系等が図れるということで、それによる労働時間の低減、加工業務用向けの大玉化等による単収の増加を図りまして、キャベツの供給コストの15%強程度のコスト縮減に相当するという試算であります。

以上、一部の取組につきまして、食料供給コスト縮減の寄与度を試算したものであります。

それから、引き続きまして資料8であります。今回いろいろ御議論いただいておりますコスト削減の取組につきまして、アクションプランを改定して、最終的には盛り込んでいくということになりますけれども、その具体的な改定内容を事務局として用意しました新旧対照表は8-2の方にありますけれども、その主な内容をまとめたものが資料8-1であります。

まず1番としては、昨年9月に取りまとめたアクションプランにおいて、今後検討すべきものとされた加工食品、水産物の分野、右側に具体的に盛り込む内容が記載されております。またきょうの議論を踏まえて修正もあるかもしれませんが、既に御説明している内容でございますので、説明については省略します。

それから、裏に行きまして、現在のアクションプランに盛り込まれている取組につきまして、それを一層推進させる取組について追加するもの。これは既に先ほど御説明しました実施状況の概要のペーパーにおいて、課題として書いてありましたところの対応として現在、現時点で新たに取組を加速化するものとして、アクションプランに盛り込みたいとするものでありまして、具体的には、(1)の低価格資材の供給や効率利用等については、

農業機械、施設への補助制度の見直し。科学的知見等を踏まえた、化学肥料について可能な限り登録の有効期間を延長する。あるいは、大型包装農薬や輸入高度化成肥料の流通・販売の取組。

(2)の卸売市場改革や流通合理化については、新たに工程表を策定して、取組を着実に推進する。あるいは、強い農業づくり交付金の中に、卸売市場の施設整備対策がありますけれども、これを配分するに当たっての基準として、物流の効率化に資する取組。通い容器とか電子タグ、EDIの導入などIT技術の活用等の状況を反映させて動機づけを図っていく。

それから、(3)は、食品リサイクル・ループの構築による効率的なリサイクルの取組。

(4)としては、農協の経済事業改革の推進ということで、農協等の活動に関し不公正な取引が行われないように、公正取引委員会の方で策定・公表する「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」等々を踏まえまして、農協等への指導等を実施していくということです。

それから、3番は目標の検証方法ということで、これは先ほど御説明した基本的な考え方を盛り込んでおります。

以上です。

(4)意見交換

上原委員長 どうもありがとうございます。

それでは、皆さんどうぞ。

竹内委員 単純な質問ですが、この辺3つあるとか、5%と書いてあるじゃないですか、この分母は何なんですか。もう少し正確に教えていただきたいのは、こちらの3枚紙に「食料供給コストの範囲」という表がありますね。これはマクロで見るとこの辺の言っている意味はわかるんですが、ここに書いてある5%とか10%というのは、消費者が購入する段階におけるコストの5%、10%じゃないんですか。

水間食料企画課長 資料7の方の供給コストというのは、ミクロになります。作目別のコストの積み上げです。米の生産コスト、集出荷コスト、卸売・小売コストを積み上げたのが分母でありまして、その5%とか1割相当の縮減ということです。

竹内委員 お米は生産者から流通、卸から小売に来て、小売で我々は買いますね。小売

で買う段階の値段の中に含まれているコストの5%、10%が下がるよということですか。ですから、これ全体ね、米の欄を見ると、この下の2つがこのとおり実現すればですよ、消費者が購入する段階での15%はコストが下がるはずだと、そういうふうにとってよいのですか。

水間食料企画課長 はい。小売段階の価格からそれに含まれる利潤を除いたコストがベースになります。

上原委員長 どうぞ、宮田委員お願いします。

宮田委員 遅れてきましたので、十分認識していないものですからちょっと的外れな意見かと思えますけれども、今コストの中でこのアクションプランの資料7を見ているんですけども、例えば米の場合も、経費とか生産手段の合理化等々でコストを下げる中で今取り組んでおるわけでありますが、そういったものも一つある。ただ、現実の問題として競争激化と。コストのこともさることながら、価格は非常に下がっている。そういった要因がどういうことでこういう数字の中であらわれているのか、そういう面が一つある。

それから、2つ目は野菜ですけれども、野菜の場合も、一面では価格が上がっているというデータもあるわけでありまして。一つは今のトレーサビリティのいろいろな経費が安全・安心でかなりウエイトでかかっているんで、そういったもので逆にかかるプラス要因がある。

そういった中でもう一つは、我々生産者としては、生鮮、生食用と加工用とそういった面の、前にもここで議題に出ましたけれども、例えば不ぞろいとか品質が過度に整い過ぎているというもの、ロスの問題やら生鮮経費の問題等があった中で、もうちょっとオープンであればということでコストが下がるのではないかと。そういった中で、そういったものを加工とのバランスでどう広げていくか。お互いに生食と加工用の野菜の場合は十分そういったバランスをどうしていくか、生産経費との問題で。そういいものばかりある限られた数字を高く売るというよりも、そういったものが総合的に品数が多くさばけるのであれば、生食の価格のダウンとかいろいろなものに絡んでくるので、その辺の関連はどのようにこういった面で今後の方向として考えが入っているのか、そういう点ちょっと生産者の立場として思ったものですから、意見として申し上げました。

上原委員長 それでは、岡島局長。

岡島総合食料局長 1点目の話は、まさに価格自体は我々ももう市場で決まるということとであります。その市場で決まる価格が、じゃあコストの積み上げで決まるのかというこ

とになると必ずしもそうでないということ。そこをどういうふうに整理していくかということで、我々としては今回のこの分析においては、できるだけコストがわかるものについてはコストと、市場価格は市場価格と、そこはしゅん別していく必要があるのかと考えております。

それから、2点目のトレーサビリティ等、あるいは環境問題とか様々な消費者の要請でコストアップしていくもの、それをどういうふうを考えていくか。これは先ほども水間課長の方から申し上げましたけれども、そこもなかなかクリアに区別できないんですけれども、そういう定性的なことは出てきているんだらうということは我々も考えていかなければいけないし、それを定量化するすべがあるかどうかというのはまだまだ考えていく必要があるのかなと思います。

それから、3点目の野菜等で生鮮・加工ということについて、これは現場でいろんな取組がなされていますし、吉川先生がおっしゃるようにベストプラクティスをどういうふうにして広めていくのか、それを我々としてもきちっと見ながら御紹介していくというのが一番の道ではないかというふうを考えております。

丹羽委員 吉川先生が12時に帰られるということなので、吉川先生にちょっとコメントをお願いしたいと思いますが、現在のコストの検証方法で、産業連関表というのは5年ごとではとてもじゃないが、比較ができないというのは御指摘のとおりだと思うんです。これをどうやってアップデートに非常に新しい、できるだけ新しいデータを使う。だから、それは鉱工業生産指数とか物価指数のようなサンプリングと項目別のウエイト方式というようなことで、できるだけ新しいデータを使っていくということはマクロ的にどうですか。

上原委員長 お願いします。

吉川委員 連関表というのは、イメージ的に申し上げると戦艦大和といいますか、これはものすごく大変大きな統計なんですね。私自身はマクロ屋なのですが、マクロのコストというのはある意味ではわかりにくいかもしれないという感じを持つ。事務局として3つのコストを整理されたというのは、大変良心的だと思うんですが、世の中で見ているときに、コスト削減目標というのを立てて5年ごとに検証していくというのであれば、1つに統一しておいた方がわかりやすいと思う。

1つという意味は、ミクロで品目ごとに米とか、ここにもありました代表的なキャベツとかのコストをみる。米でこれくらい下がっていますよ、キャベツだとかどうですとか、そういうふうによれば誰でもすぐに分かるが、世の中に説明するときに産業連関表を持ち出

しても、これはむしろ議論がどこかに行ってしまう可能性もあるし、わかりにくいと思う。ですから、今の丹羽委員の御質問に直接お答えすることにはならないのですが、私は単純な指標で、だれが見てもわかりやすいものが良いと思う。となると、やはり具体的な幾つかの代表的な品目ということになるんじゃないでしょうか。先ほど竹内委員もおっしゃったようなわかりやすい形で、末端で我々が買うところで、キャベツがこれだけ下がるんだ、米はこれだけ下がるはずだというような形でやった方がわかりやすいんじゃないかと、こういう感想を持っております。

丹羽委員 私も今申し上げたように物価指数とかサンプリングによるとかをウエイト項目別にするとか、その方がわかりやすいし、大体の傾向がつかめるということにしないと、連関表を使ってやったら本当にもう議論百出して、難しいと思いますね。

上原委員長 それでは、ほかにいかがでしょうか。

それでは、神田委員お願いします。

神田委員 先ほどとの関係で質問です。アクションプランの主な改定内容についてという1枚で御説明いただきましたけれども、その中の2の(2)の「卸売市場改革や物流合理化等」というところで、強い農業づくり交付金ということでございまして、括弧で「通い容器の普及」と書いてございます。これについての具体的なものは先ほど御説明がなかったんですが、工程表を見ていくと、これはどう進めるかというのがわかるわけですね。

工程表の方の3ページのところを拝見いたしますと、平成23年度までに、一番右にありますように、通い容器の本格的な普及を目指していこうということで見えていいんですよ。そういうふうに見ていきますと、19年から、具体的に19年どうする、20年どうするというふうにはありませんけれども、23年までには本格的にやっていこうと。現在が3.1%だ、17年度が3.1%と。18年度はどの程度進んだのか、もしわかればお聞きしたいんですけども。

そこで、ここにあります通い容器に対応した集出荷施設、加工施設の改修支援というのがあります。これは通い容器にすると施設を変えなければいけないんですか。これまでやっているところもそうやってきたのでしょうか。私たちからすれば、これはコスト縮減につながるからこそこういう対策をとっていくわけで、縮減されるのであれば、自らできるのではないかなという思いがあったりするものですから、どの程度かかるものなのかその辺が見えるといいなと思います。

岡島総合食料局長 通い容器の話はここでも取り上げていただいて、我々としても本当

にやりたい。これはもうどなたと話しても総論は賛成なんですけれども、実は各論になると本当に皆様様々な問題を抱えている。例えば通い容器の回収の問題とか、デポジットをどこに置くとか、実際に安全・安心のためには一度洗浄しなければいけないけど、それをどうするとか様々な問題がありますが、そのうちの一つが産地段階で今現実には、集出荷施設というのは段ボール対応ですべてのラインができております。それと段ボールというのはごらんいただくとわかるんですけど、いろんな情報を印字で出せるということがありますが、通い容器ですとそれが出せないということとか様々な問題があって、そのうちの一つが集出荷施設等が今は段ボール対応になっている。そのラインを変えないと通い容器が使えないという問題があります。

ただ、一方でトータルコストで見ますと、通い容器が定着しましたら段ボールを廃棄処分、紙としてリサイクルするかもしれませんが、それよりは環境負荷が低くなるだろうということがあって、そこの比較考慮の中で通い容器を進めていきたいということで、こういう工程表になっております。

上原委員長 よろしいですか。

神田委員 資金的に支援していくということで、貸付けとかそういうのではなくて、資金的にということなんです。

岡島総合食料局長 そこはまだ3月にこの協議会を立ち上げて、生産者から流通、加工の方々まで皆さんと議論を始めたところですので、19年度以降どういう支援をしていくかこれからまた考えていきます。

上原委員長 それでは、資料1からの全部今までの流れを踏まえた上で御意見等もいただければいいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、丹羽委員。

丹羽委員 全く世間の話の一部なんですけれども、賞味期限というものをやめてしまったらどうなんだと、これがあるからもう膨大な廃棄があるんじゃないかという声があるんですね。全体の意見ではない。神田さんは反対かもしれませんが。要するに賞味期限。消費期限というのはまあわからなくてもない。賞味期限というのは一体だれがどのように決めて、本当にまずいのか、食べちゃいけないのか。もう皆さんこれを見ていると、データを見ると、賞味期限を切れたからもう廃棄するという方は非常に多いですね。

昔はそんな賞味期限もなかったですね。においかいでまずければ捨てるとか、食べてみてちょっと嫌ならやめるとか。だけど最近の若い人は、東南アジアへ行ったら、賞味期限

を書いてないから食べないと、食べられないと。そういう食育教育というのは実におかしいんじゃないか。僕は年齢が年齢だからそう言うのかもしれないけど、変なルールをつくってしまって、いたずらに廃棄物をふやす方法なんですね。

消費期限が本当に必要かどうかというのは、これはまた科学的にいろいろあるかもしれませんが。だけど、製造年月日は入れる必要があるかもしれないけれども、いたずらに何でも100%完ぺきで世の中はとそんなことを言ったら、空気中にほこりがいっぱいあるし、もう見えないごみなんていうのはいっぱい世の中にはあるわけで。そんなことを主婦連の人たちは、もう完ぺき、何でも100%と言って。世の中そんなことはあり得ないんだという、余り言うと怒られちゃうんですが、そういう意見が確かにあるんですよ。

きょうも私が申し上げた20%も廃棄して、どんどん捨てていく。その6割ぐらいの人が賞味期限が過ぎたから捨てると。こんな非科学的な世界は日本ぐらいしかないんじゃないかと思うんです。そういうことから言うと、賞味期限はだれが始めたかは別として、もうやめたらどうなんだと。やめたら問題でしょうかね。この辺皆さんの御意見はどうなんでしょう。

上原委員長 神田委員ちょっとお待ちください。

岡島総合食料局長 むしろ田中委員が今いろいろメディアにも出られているところも非常に関係していると思うんですけども、私どもの方も非常に問題意識を持ちながら、現につくられている食品産業の方々といろいろお話を承っていると、現実問題としてお客様相談等でくる非常にいろんな意見ということがあり、その前提としてもう規制とか何とかというより、事実として賞味期限を受け取った上で、いろんなクレームがついているという現実もあるんだろうと思います。

ですから、食品産業の方々と話していると、まさに丹羽委員おっしゃるように食育等の中で消費者の考え方とか食に対するアプローチの仕方も変えていくということがないと、食品産業の立場からすると、一足飛びに賞味期限をなくしたから廃棄がなくなるということにつながらないのではないかという感じかなと思います。

丹羽委員 賞味期限については6割ぐらいの人が廃棄してしまうのですよね。

岡島総合食料局長 そこはまたどういう検証の仕方をするのかというのがあるのかなと思っています。

丹羽委員 賞味期限というのは、だれがどういう基準で決めるんですか。

小林審議官 消費・安全局の小林でございます。

今お話しいただきました賞味期限、消費期限のことについてはかなり長い議論、メーカーの方、それから消費者の方の議論があって、現在の形に落ち着いてきているんだろうと思います。それで賞味期限はどういうふうに決めるかという、最終的には事業者の方の責任で決められる。それについては決められるに際しては、事業者の方が実験なりをされて、このぐらいの期間であれば大丈夫だということを日付として打っておられるという仕組みになっています。ですので、例えば豆腐については何日と決めなければいけないというふうなルールが制度としてあるわけではございません。

丹羽委員 賞味というのは、おいしいかおいしくないかという話をしているんでしょう。消費じゃないでしょう。

小林審議官 消費期限と賞味期限といいますのは、消費期限の場合は極めて足の早いもの、数日のもの、5日とかそれぐらいのもんですね。もうちょっと2週間とか1か月ということになりますと賞味期限ということになっておりまして、これは必ずしもそのときが過ぎたら食べられないという性格のものではないんです。それから過ぎても食べられるんですけれども、目安がないと消費者の方にとっては不便だと。例えばこの食べ物が一体いつまで食べられるのかよくわからんということがあるので、おつけするという形なんです。

丹羽委員 いや、私は食料関係をやっていますからこういうふうに聞いているんですね。要するに賞味期限を決めるときは、最悪の状態、例えば空調の効いた冷凍庫とか冷蔵庫に入れておかななくても腐らないような期限をつけると。だから、例えばコンビニは1日3回賞味期限つきでどんどん配送するようになっているわけですね。これは膨大な無駄なことを日本中がやっている可能性がある。

それから、例えばそれでは今スーパーに行って、冷蔵庫に入っていないクーリングの棚に置いてなくて、日の当たるところに食品が置いてあるようなところはほとんどないですよ。でも、最悪の状態で消費者が持ってそれを置いておいてちょっとまずくなったら困るから、その期限で最悪の状態で期限をつけてやっているんだというふうにおっしゃっている方がいるんですね。だから、法とかルールでこうしなさいということではなくて、メーカーが勝手に裁量的にこの辺かなとか、そんないいかげんではないかもしれないけど、まあそんなような感覚でこれは3日間だとか2日間とかそういうふうに決めておられるとするならば、そんないいかげんなことで科学的な根拠も余りない。我々は賞味期限というと、まずくなるというふうに思うわけですよ。まずくなるんじゃないかと、今のお話はもう食べちゃいけないという期限ですかとこれは。

そう言うと私は消費期限というのは、もうこれを過ぎたら駄目ですよと。ビールも6か月置いておいたら、飲んだらわかりますよ、これはまずいなど。飲みませんよ。わざわざ書いてもらわなくたって、そんなものは構わない。それを賞味期限とか、おいしい期限と書けば、見ただけで、これは過ぎていいるからと捨てる。今若い人はみんな捨てちゃうんですよ。こんなことを日本じゅうでね。もう日本だけでしょう、こんなにギチギチやっているのは。それはちょっとおかしいんじゃないですか、日本人の頭は、と僕は最近思うんです。

しかも、豊かで何ぼでも浪費をつくり出す人々ならいいですよ。浪費をつくるんじゃないで、日本はもっとそういう食を大事にしないと、こんな膨大な無駄なことをして、我々はこっち側でみんなが寄ってたかって削減だとか何とか、農家が悪いとか何かぐじゅぐじゅ言っていると、どこがおかしいんじゃないか、常識を逸しているんじゃないかと僕は思うんです。そういう議論を聞くと、それはそうだねとだれも言わないのとこれ、と思うんだけど、その辺はどうですか。ちょっと応援。

田中委員 大賛成。(笑声)いや、私が今かかわっている問題は別にして、いつも気になっていました。制度というのは一度つくとやめられないという問題があるんですね。昔の人は今おっしゃったように、嗅いで自分で判断したんですね。それが今や若い人だけではなくてお年寄りまで判断しなくなっている。すべてのことについていえることですが、日本人はこのごろ考えなくなっているんじゃないか。食べることは基本ですからね。しかし、一度でき上がったものを壊すのは至難のわざです。政務官がおられて恐縮ですが、今の政治にこれを何とかしようという力は全くない。しかも概念があいまいであると。

その点について私は丹羽さんの御意見に賛成です。ではどうしたらいいかという問題については、よほどのパワーが要るし論理展開が要る。

ところで先ほど農地の集約の話がありました。私は市町村に委員会を作って、いろんな改革の方向を出されることには反対ではない。ないけれども、今ごろそういうことを言っていること自体が時代おくれではないか。本当は何十年前から株式会社を参入させておればこういう事態には恐らくならなかった。農水省はせいぜい農業生産法人を株式会社に近づけることしか考えない。宮田さんには恐縮だけれども、株式会社を参入させておけば、自分が一生懸命になって集約します。地域のリーダーにやらせるというのはいかがか。要するに集約しようというインセンティブが働かない。今度のやり方の基本は町全体で考えるという、それしか今はないでしょうけれども、本当はそういうことをやることについてのインセンティブを持っている人がやればいいんですが、個人はなかなか難しい。だから、

株式会社であればとっている。今からでも遅くないと思いますが、株式会社に農地を持たせることにする。今は、不耕作地なら持っていとか。そうじゃなくて、優良な農地をどんどん持たせる。農協がおっしゃるように、株式会社はすぐ他に転用しちゃうんじゃないかと心配するのであれば、優良な農地は転用を禁止すればいいのです。

かつてそういうことを自民党に行って言いましたら、話の筋書は本当は違うんです。株式会社が優良農地を勝手に転用しないようにするためには農地法で規制をかければよい。だけど、そうすると一般の農家が所有農地を売ることができなくなる。自分たちの票田である農家は農地を売りたいがっている。世代も変わる。だれも農作物を作らない。農家が売りたいのを制約することになるから、自民党は農地転用を厳しくすることには反対です。農家自体が反対し、票にならないからです。個人的に政治家と話をするとそういうことなんです。それが日本の農業を曲げてきたともいえる。昭和 30 年代後半の農業基本法の時代から農地に対する規制をそういうふうにしておけば、これは持論ですけれども、何も行政がうんぬんしなくても集約できたであろうと思います。

そこで問題は、地域の人たちの意識をかん養するとか言いますが、地域の人たちは、必ずしも、世代交代したからではなく、あるいは高齢化したからではなくて、戦後の農政ですっかり農水省に頼る、行政に頼る、そういう人たちができ上がったんです。とにかく自分で判断し行動する農家、それはおられますよ、竹内さんがさっきいろいろおっしゃるように。それが珍しい状況になっているから問題なんです。行政によって引っ張られないと動かない状況になっていることが基本的に問題。

今からでも遅くないと思うんですけれども、さっきも航空写真で赤い印でありましたように、これは問題なんです。いろいろうまくやっている例もある。農水省のほかの部局による現地視察で株式会社が集約する努力をしている例があるんですけれども、やりたい人がやりやすくなるような、それを邪魔する規制をなくしていくことが重要であって、こうやって組織をつくって、さあやりなさい、補助金も出してあげますと言ったって進まないということだけは申し上げておきたいと思います。要するに物事はやろうと思えば、それをやれるような環境とインセンティブを与えてあげないと。それは補助金ではないと私は思っております。

上原委員長 一つはやはり重要なことなんですけれども、あらゆる領域で参入を促進するということは、コストが下がるというのは産業組織論の実証研究でも明らかにされている。

それから、ちょっと今の問題で私が気になるのは、賞味期限の問題は、いたずらに短くすればするほど参入阻止に効いてくることもあります。その面からも考える必要があると私は思っています。

それからもう一つは、実は賞味期限を短くすると、既存製品の陳腐化を早めることもあります。それでもって購買頻度が上がってくる可能性もあるんです。

神田委員、お待たせしました。どうぞ。

神田委員 恐らくこの話が出てきたのは、賞味期限があるから、食べられるのに捨ててしまうからロスがあるということで、この場に出てきたんだと思うんですね。ただ、賞味期限については、あるから捨てるのではなくて、賞味期限についての理解がきちっとされていないということなんですね。そのことが一つあるので、それをきちっとしようじゃないかということがあります。

それからもう一つは、においでわかるその能力を奪ってしまうのではないかとおっしゃいました。でも、におってわかるものばかりではありませんし、買う段階でわかるものでもありません。においがしなくても食中毒は起こします。そういったことがわかってきているので、消費期限は5日以内に食べ切ろうという形でできている。それ以外のものについては賞味期限なんです。はっきり言わせてもらえば、全部にじゃあ消費期限をしてくださいよと言いたいんですね。それは無理なわけです。つくる側で無理なわけです。私たちは、この日までに食べてくださいと全部やってくればそれは一番いいわけですよ。それができない事情が消費者の側にあるのではなくて、提供する側にあるわけですね。ですから、そういったことで賞味期限についての意味をちゃんと伝えるということ。それから、賞味期限は事業者がつけますけれども、科学的根拠に基づいて衛生的なものをきちっと判断してつけているというふうに私たちは信じております。そういうふうに事業者はつけていると思います。それが1つです。

それと例えば賞味期限、例えば牛乳なんか物によっては消費期限がつくのもありますが、賞味期限なんですね。じゃああんなのだけあってあるわけで、食べ物というのは缶詰のような長く持つようなものから、牛乳のようなものだけあって賞味期限の対象になっているわけですから、余りそのにおいでわかるみたいな形で全部をやっていくことは到底できないなというふうに思っております。

それから、製造年月日があれば、それはいいです。私たちもそれは非常に、製造年月日から賞味期限に変わる1995年のときですね、頑張りましたけれども、製造年月日はしな

くていいよというふうになってしまったわけです。グローバル化の中でそうなったと思いますけれども、そういった現状がある中で、私たちは賞味期限を目安に買うわけです。ですから、これは何も100%完全なものを求めたいとか完璧主義という話ではなくて、食べる食品を選ぶのが今ここなんです。ですから、消費期限をつけるのをもっと正確に。例えばつける側は結構、さっきおっしゃったように短めにつける。その短めの度合いが私はちょっと大き過ぎるのかなと。もっと例えば6か月持つのであれば、それを3か月とかそんなふうにつけていたりする場合がありますよ。それは余りにもひどいので、私は提供する側がもう少しきちりとやればこのロスの問題との話にもつながってくるんじゃないかと思っています。

田中委員 私は反対するわけではなくて、多分そう答えられるであろうと、教育が悪いであろうとこういうことだと思います。しかし主婦の行動をずっと見ていると、私も近くにサミットという有名なスーパーマーケットがあるので、しょっちゅう行くんですけど、一番新しいものから買っていくんですね。消費者は偉いなと思うのは、そういう商品選択ですから古いのが残るでしょう。そうすると安くなる。だからこれは戦略で、主婦というのは偉いなと思っておるんです。

私が嗅いでわかるとかどうとか言ったのは象徴的に言ったので、自分で判断をするという事は非常に重要なこと。「賞味期限」というのは、自ら判断をするということを失わせる一つの大きな要因になっていて、このごろ若い人が、食べ物に限らず何でも人に教えてもらわないと、リードがないとやらないことと関係がないか。こういう寄りかかりの精神が日本人に非常に多いことを私は象徴的にこの問題で申し上げたつもりであって、何もこれが悪いとは言ってなくて、一つの問題提起です。

神田委員 賞味期限をやめるとおっしゃったので私は申し上げたんですよ。

田中委員 だから、典型的に言うとやめることが一番物を考えさせる。なぜやめたのかということですね。

神田委員 そんな話は乱暴ですよ。

丹羽委員 極端な議論はしない方がいいと僕は思うんです。私が申し上げているのも、においでわかるだろうと。非衛生のままでいいなんて一言も言ってないよね。それはHACCPの問題もあるし、そういう衛生的にきちっとやる、科学的な管理をするのは当然のことなんで。ただ、象徴的に田中さんがおっしゃるように、においでわかるような食品というのはそういう部分もあるわけだから、文化の問題だよ、文化を破壊しちゃうんじゃ

ないかということで。賞味期限をやめたら今度は製造期限、製造月日をつくとか、消費ということをはっきりと。消費の期限は、これ以上消費したら科学的にちょっと問題がありますよと、そういうような期限をつくるのがいいけれども、賞味というのは、日本語で言ったら、賞味というのはおいしいかどうかということでしょう。そんなものの期限が何でいるんだと。それじゃ名前を変えて消費期限というのをつくったらいいじゃないのと思うんです。その辺のルール化をはっきりしないと、あいまいなままで、今委員長おっしゃるように日本はそういうことがたくさんあるんですよ。何でもお上に頼る。何らかだれかが書いてくれることに頼る。田中さんがおっしゃるように、人間本来の機能をどんどん落としちゃうということ。頼る、何でも人に頼るとというのがよくないという非常にゼネラルな話を申し上げている。

田中委員 私は不二家の問題を今やっていますが、こういうことは一切言っておりません。それだけは断っておきます。私どもは不二家をようやく再建のめどがつくところまでもって行きましたけども、先ほどから申し上げているようなことは、記者会見も十何回、しかも一回当たり2時間も3時間もやっていますが、一言もそういうことは申し上げてはおりません。ただ、私が今この問題について言ったのは、余りにも国民に物を考えさせないようにする象徴ではないかと日ごろから思っているものですから、申し上げました。しかも製造月日をつけていますから新しいものから、新しいものから買って行って古いものが残って、それが廃棄ということになっている、これは事実だろうと思うんです。どうしたらこの無駄がなくせるか、どうしたらいいかということはやっぱり考えてほしいということであります。

上原委員長 賞味期限の提示というのは一種の情報提供の一つです。そうした情報を的確につかむような消費者がいれば、情報提供の制度化は必要ないかもしれない。もう一つの問題は、情報提供の制度自体が悪用されることもあります。そのところ今後いろんな制度をつくっていくときに重要なんですね。

宮田委員 お願いします。

宮田委員 2点だけ申し上げたいと思います。1点は今の問題ですけれども、はっきり言って賞味期限に対する消費者の反応というのは非常に過敏なんです。ですから、我々グループとしてもスーパーとかやっていますけれども、おっしゃったように近くなったら売れない。ですから、そういった本来の賞味期限ということをもっと消費者にきちっと認識させる手段を講じていくこと。それから、そのみにこだわるといって表現をどうしてい

くかということも、本当におっしゃったように考える時期でもあるかもしれないと思いますね。ただ、全くなくすことは今の消費者意識から難しいでしょう。

それからもう一つは、私が来たときもちょっと議論されていましたが、今先生も言いましたけれども、いわゆるコスト低減の中での規模拡大とか農地集約の問題、ちょっと立場から2～3分で申し上げますけれども、お話の中では、農業者自らが余り集約に対する意欲と手段について非常に取組が弱いという御指摘を頂きました。確かにそういった面もあると思いますが、しかしながら一番の問題は、私は北海道ですが、北海道の場合は全く賃貸なんかありません。ほとんど割り切って売買ですから、拡大は容易であります。府県で僕も今携わっておりますけれども、一番の問題は売らないということなんです。しかも抱いちゃうと。貸すと取られるんじゃないかということも含めて。ですから、今年から始まる集落営農といったものを一つの政策に乗るということにして、府県の農家の担い手なんかでも拡大とかいろんな面で中心的役割を果たすすぐれた農家群もおりますので、先生その点をひとつ期待してほしいと思います。

ですから、株式会社が土地を買うということが拡大とか集積の力がすべてがあるという、確かにそういう手段から言えばそういった面が慣れている面もいろいろありますから、企業的センスに乗ってそういうことが必要な面もありますけれども、ただ、農家はすべてが先生のおっしゃった心配のある農家ばかりではございませんので、我々JAが個別農家の高齢化とかそういったものをどう集積して担い手に集約した中でやっていくかということ。それからもう一つは、さっき吉川先生もおっしゃっていましたが、我々としては今の制度に乗って土地を貸して、そして賃貸という形の中で割り切っていくということです。そんなことも進めているものですから、もう少しそういった点を御理解いただいて、頑張っていることも十分御理解いただきたいと思います。そういうことをちょっと言いたかったものですから。

以上です。

上原委員長 どうもありがとうございます。

随分あっという間に時間が過ぎました。普通、委員長というのはおとなしくしているんですけども、きょうはちょっと興奮しまして少ししゃべり過ぎたことをお許しいただきたいと思います。

これで一応終わりにしまして、以後、御意見等は事務局の方に伝えていただきたいと思っております。

(5) 今後の予定について

上原委員長 事務局の方から、これからの予定についてお願いします。

水間食料企画課長 今後の予定としましては、今委員長からございましたように、アクションプランの改定版を調整いたしまして、なるべく早く公表したいと思っております。それから、次回につきましては9月ごろをめぐりに、今回改定しますアクションプランの実施状況のフォローアップ等を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

上原委員長 それでは、きょうの会を終わりたいと思います。どうも皆さん御苦労さまでした。ありがとうございました。

閉 会